

名古屋港 71 号岸壁陸上電力供給設備の基本料金について

令和 7 年 4 月 1 日

名古屋港 71 号岸壁陸上電力供給設備の利用及び利用料に関する要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 6 条第 1 項に規定する「別に定める基本料金」については、下記のとおりとする。

記

1. 基本料金 利用電力量に対して 1kWh あたり 2.0 円を乗じた額
2. 施行日 令和 7 年 4 月 1 日

以上